

臨海地区特別支援学校(仮称)
基本計画検討委員会報告書

平成24年6月
東京都教育委員会

東京都教育委員会は、平成22年11月に「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」を策定し、その中で、東京都立臨海地区特別支援学校（仮称）の設置を計画しました。

この計画の実現に向けて、東京都教育委員会は、関係学校長、保護者及び教育庁関係職員で構成する、臨海地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会を設置し、教育課程、施設・設備の整備等について検討を行いました。

本報告書は、その検討結果を取りまとめたものです。

平成24年6月

東京都教育庁都立学校教育部

目 次

第1章 基本的枠組

1	基本的枠組	1
2	目指す学校	1
3	学校の教育目標	1
4	学校の教育目標を達成するための基本方針	2

第2章 教育課程

1	教育課程編成の基本的な考え方	3
2	教育課程編成の重点事項	3
3	各教科等の指導の基本方針	3
4	その他	5
5	各学部の年間授業時数（例）	6

第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実

第4章 施設・設備の整備

1	施設・設備の整備の考え方	9
2	施設の概要	9
3	基本方針	9
4	施設の基本計画	9
5	施設一覧（例示）	10

参考資料	13
------	----

第1章 基本的枠組

1 基本的枠組

(1) 設置

都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立地の活用により、東京都立臨海地区特別支援学校（仮称）（以下「臨海地区特別支援学校（仮称）」という。）を新たに設置する。

(2) 設置場所

東京都江東区青海二丁目38番2

(3) 設置学部等

知的障害教育部門の小学部及び中学部を設置する。

(4) 通学区域

通学区域は、東京都立江東地区第二養護学校（仮称）（知的障害特別支援学校小学部・中学部。以下「江東地区第二養護学校（仮称）」という。）及び東京都立江戸川地区特別支援学校（仮称）（肢体不自由教育部門小学部・中学部・高等部、知的障害教育部門小学部・中学部。以下「江戸川地区特別支援学校（仮称）」という。）〔知的障害教育部門〕の通学区域を見直し、調整する。

なお、今後の児童・生徒数の動向を見ながら、近隣の都立特別支援学校とも調整の上、通学区域を設定する。

(5) 学校規模

40学級185人程度を想定する。

(6) 設置予定年度

平成31年4月1日に設置する。

2 目指す学校

臨海地区特別支援学校（仮称）は、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、これまで都立特別支援学校が設置されていなかった地域に、新たに設置する学校である。児童・生徒が豊かな学校生活を送ることができるよう、学校は、地域との関係の構築に努め、地域に貢献し、地域から支援を得られる存在となる必要がある。

また、臨海地区特別支援学校（仮称）の設置される地域は、児童・生徒が生活する地域（以下「居住地域」という。）と環境が異なることから、児童・生徒の地域生活や卒業後の社会生活との連続性を考慮した教育を展開する必要がある。

このような取組を前提とした上で、臨海地区特別支援学校（仮称）は、次のような学校となることを目指す。

- (1) 児童・生徒が楽しく、元気に、安全に学習できる学校
- (2) 児童・生徒の自立と社会参加を目指し、生きる力を育てる学校
- (3) 地域に開かれ、地域に貢献し、地域と共に育つ学校

3 学校の教育目標

- (1) 健康な体と心を育てる。

- (2) 社会性を育み、自立した個人を育てる。
- (3) 社会生活に必要な基礎的知識・技能を培い、意欲的に行動する力を育てる。
- (4) コミュニケーションの基礎的能力を育て、他者と関わる力や集団に参加する力を高める。

4 学校の教育目標を達成するための基本方針

(1) 人権尊重の教育の推進

- ア 児童・生徒の心情や生活年齢等に配慮した指導を浸透させるなど、児童・生徒の人権を十分に尊重した教育を行う。
- イ 教育活動全般を通じて道徳教育の充実に努め、思いやりの心や規範意識を育てる。

(2) 個に応じた指導の充実

- ア 客観性のあるアセスメントに基づく「個別指導計画」を作成し、保護者の理解と協力のもと、児童・生徒一人一人の豊かな成長・発達を支援する。
- イ 教室環境の整備や絵カード等を用いた視覚支援など、自閉症等の障害特性に応じた学習環境や指導内容・方法を工夫する。
- ウ 必要に応じて外部専門家等を活用し、指導内容・方法の充実に図る。
- エ 学校図書やICT機器の充実及び積極的な活用を図り、児童・生徒の興味・関心を広げる学習活動を工夫する。

(3) 安全・安心な学習環境の整備と健全育成の推進

- ア 教室、廊下、職員室などの整理・整頓をはじめ、校舎内・外の環境整備に努めるとともに、安全・防災・防犯に関する指導や訓練等の充実に図り、あらゆる事故の発生を未然に防止する。
- イ 関係機関と連携した生活指導や保健指導の充実などによって心と体の健康の保持・増進を図り、児童・生徒の健全育成を推進する。
- ウ 学校と家庭の連携により、将来の自立と社会参加に向けた一人通学の指導や、健康の保持・増進に向けた食育を推進する。
- エ 教育活動全般を通じて、児童・生徒の豊かな情操を育てる学習活動を大切にする。

(4) 自立と社会参加を目指す指導の充実

- ア 学習活動全般において体験的な活動を積極的に取り入れ、日常生活や社会生活に必要な基礎的な知識・技能を育てる指導を行う。
- イ 将来の社会生活や働く生活に必要な知識・技能・態度を育てるため、小学部段階からのキャリア教育・職業教育の充実に図る。
- ウ 近隣の高等部設置校と緊密な連携を図り、小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育・職業教育の充実に努める。

(5) 地域の社会資源を活用した教育の充実

- ア 医療や福祉等の関係者・関係機関との連携による「個別の教育支援計画」を作成し、児童・生徒の学校生活、地域生活、家庭生活を適時・適切に支援できる体制の整備に努める。
- イ 地域の豊富な社会資源を活用し、多様な体験的な学習活動を工夫する。
- ウ 児童・生徒一人一人の居住地の学校（地域指定校）との副籍制度や、学校周辺の小・中学校等との学校間交流を積極的に推進し、障害のある児童・生徒の理解推進に努める。

第2章 教育課程

1 教育課程編成の基本的な考え方

臨海地区特別支援学校（仮称）の教育課程は、特別支援学校学習指導要領(平成21年3月告示)と東京都立特別支援学校小学部・中学部教育課程編成基準・資料に基づき、東京都特別支援教育推進計画の理念を踏まえ、江東地区第二養護学校（仮称）及び江戸川地区特別支援学校（仮称）〔知的障害教育部門〕の教育課程を参考に、児童・生徒一人一人の障害の状態や特性等に応じた教育課程を編成する。

2 教育課程編成の重点事項

児童・生徒の障害特性や状態・程度に応じた指導の充実を図るとともに、自立と社会参加を目指した教育課程を編成する。

(1) 普通学級の指導の充実

各教科及び各教科等を合わせた指導を中心に教育課程を編成する。特に国語・算数(数学)や「生活単元学習」で学んだことを活かすなどして、基礎的な学力の定着を図る。

(2) 自閉症学級の指導の充実

「社会性の学習」を設定するとともに、教室環境の整備や絵カード等を用いた視覚支援等を行うなど、自閉症の児童・生徒の障害特性に配慮した指導を行い、基礎的な学力の定着を図る。

(3) 重度・重複学級の指導の充実

「自立活動」の時間の指導を設定し、児童・生徒一人一人の障害に対応した指導を行うとともに、「日常生活の指導」において、基本的な日常生活動作と望ましい生活習慣の確立を図る。

3 各教科等の指導の基本方針

(1) 各教科

ア 国語・算数(数学)の学習においては個別に指導を行うことを基本とし、児童・生徒一人一人の理解度や到達度に応じた指導を行うことにより基礎的な学力の向上・定着を図る。

イ 学校図書やICT機器を積極的に活用し、言語力や情報活用能力を育てる。

ウ 音楽・図画工作(美術)・体育(保健体育)において、小学部第5学年から教科担任制を取り入れ、専科教員によるより専門性の高い指導の充実を図る。

エ 中学部の全ての学年に外国語を設定し、外国語や外国への関心を育てるとともに、中学生としての誇りと人間関係形成能力を育成する。

(2) 道徳

道徳の時間は設定せず、教育活動全体を通じて適宜・適切に指導し、思いやりの心や規範意識を育成する。

(3) 総合的な学習の時間

ア 積極的に地域の活動に参加したり貢献したりする活動を行い、地域社会の中で生きる力を育成する。

イ 日本の伝統・文化に関する学習を実施し、日本の伝統・文化への理解を深め、郷土や国に対する愛着や誇りを育成する。

(4) 特別活動

ア 社会性や豊かな人間性を育むために、多様な学習集団や生活の場面を設定し、人と関わる経験を広めるとともに、近隣の小・中学校等と連携し、交流及び共同学習を推進する。

イ 小学部では、第4学年以上でクラブ活動の時間を設定し、児童の興味・関心を広げる活動の充実を図る。

ウ 宿泊を伴う学校行事において、自主的・自立的な生活に必要な態度や習慣を養うとともに、人間関係形成能力の向上を図る。

エ 関係機関と連携に努めるなどして避難訓練や安全指導等の充実を図り、防災・防犯教育を推進する。

(5) 自立活動

ア 自立活動の時間の指導は、小学部及び中学部の重度・重複学級において設定する。普通学級及び自閉症学級においては自立活動の時間は設定せず、教育活動全体を通じて自立活動の指導を行う。特に「人間関係の形成」や「コミュニケーション」「心理的な安定」について、専門性の高い指導を行う。

イ 「身体の動き」や「健康の保持」に関する指導を必要とする児童・生徒については、近隣の肢体不自由特別支援学校との連携により指導内容・方法を工夫する。

ウ 必要に応じて外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）との連携に努め、指導内容・方法の充実を図る。

(6) 各教科等を合わせた指導

ア 「日常生活の指導」では、基本的な日常生活動作と正しい生活習慣の確立を図る指導を行う。また、給食指導においては家庭との連携による食育を推進する。

イ 「生活単元学習」では、児童・生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりする学習を行う。特に、小学部低学年から中学部までの系統性・発展性のある体験活動を重視した指導計画を作成し、日常生活・社会生活に必要な基礎的な知識・技能・態度の育成を図る。

ウ 遊びを学習活動の中心に据えて、人との関わりや興味関心を広げ、意欲的な活動や心身の発達を促していく「遊びの指導」を、小学部第1学年から第3学年までに設定する。

エ 「作業学習」は、中学部第1学年から第3学年までに設定する。近隣の高等部設置校における作業学習の指導内容とのつながりを踏まえた内容を設定するとともに、生徒の働く意欲を高める基礎的な職業能力を育成する。

オ 「社会性の学習」は、小学部及び中学部の自閉症学級において設定する。

(7) 生活指導

ア 教育活動全体を通じて基本的な生活習慣の確立を図り、望ましい生活態度を育成する。

イ 教員と児童・生徒の信頼関係及び児童・生徒相互の好ましい人間関係の育成を通して、社会生活に関する力を育てる健康・安全・衛生に関する指導の充実を図る。

ウ 自立と社会参加に向け、保護者の理解と協力のもと、一人通学に関する指導を推進する。

エ 近隣の高等部設置校や関係機関等と連携し、児童・生徒の健全育成に関する指導と支援を充実する。

(8) キャリア教育・進路指導

ア 卒業後に児童・生徒が進学する高等部設置校と綿密な連携を図り、小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育・職業教育を推進する。

イ 児童・生徒一人一人に応じた自立と社会参加を目指し、将来の職業生活・社会生活を見据えて、職業能力の基礎を養い、社会生活に関する力を育成する。

ウ 卒業後に児童・生徒が進学する高等部設置校と緊密な連携を図り、児童・生徒一人一人の障害の状況等を踏まえて、個別指導計画及び個別の教育支援計画を活用した進路指導を行う。

4 その他

(1) 副籍制度の推進

児童・生徒の居住地域とのつながりを維持・継続するため、副籍制度による直接交流（交流及び共同学習）及び間接交流を促進する。

(2) 学校間交流の充実

児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、近隣の小・中学校との学校間交流の充実を図る。その際、臨海地区特別支援学校（仮称）の立地特性を生かした交流方法・内容等の工夫に努めるなどして、障害のある児童・生徒の理解推進を図る。

5 各学部の年間授業時数(例)

(1) 小学部

【普通学級】

区分	各教科						道徳	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	
1年		136		34	34	119				323	68	136	850
2年		140		35	35	123				332	70	175	910
3年		175		35	35	123				332	35	210	945
4年		140	105	53	52	115				305		210	980
5年		140	105	53	52	115				305		210	980
6年		140	105	53	52	115				305		210	980

【自閉症の児童の学級】

区分	各教科						道徳	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	社会性の学習	
1年		136		34	34	119				323	68	68	68	850
2年		140		35	35	123				332	70	105	70	910
3年		175		35	35	123				332	35	105	105	945
4年		105	105	53	52	115				305		140	105	980
5年		105	105	53	52	115				305		140	105	980
6年		105	105	53	52	115				305		140	105	980

【重度・重複学級】

区分	各教科						道徳	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	
1年		136		34	34	119			68	323	68	68	850
2年		140		35	35	123			70	332	70	105	910
3年		175		35	35	123			105	332	35	105	945
4年		183		53	52	115			105	332		140	980
5年		183		53	52	115			105	332		140	980
6年		183		53	52	115			105	332		140	980

(2) 中学部

【普通学級】

区分	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	105		105		52	53	158		35		35			227	140	105	1,015
2年	105		105		52	53	158		35		35			227	140	105	1,015
3年	105		105		52	53	158		35		35			227	140	105	1,015

【自閉症の生徒の学級】

区分	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	社会性の学習	
1年	105		105		52	53	158		35		35			227	70	105	70	1,015
2年	105		105		52	53	158		35		35			227	70	105	70	1,015
3年	105		105		52	53	158		35		35			227	70	105	70	1,015

【重度・重複学級】

区分	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	数学	社会	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	140				52	53	158		35		35		70	262	105	105	1,015
2年	140				52	53	158		35		35		70	262	105	105	1,015
3年	140				52	53	158		35		35		70	262	105	105	1,015

第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実

地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすために、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会を組織し、就学前段階から高等部(高等学校)までの継続性・連続性のある円滑な支援を行う。

- (1) 就学前段階では、居住地域の教育委員会や療育施設、幼稚園、保育所等と緊密な連携を図り、保護者に対する的確な情報発信・相談に努め、適切な就学を推進する。
- (2) 児童・生徒の居住地域とのつながりを維持・継続するため、副籍制度による直接交流及び間接交流を促進する(再掲)。
- (3) 児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、近隣の小・中学校との学校間交流の充実を図る(再掲)。
- (4) 地域の教育委員会の要請に基づき、特別支援教育コーディネーターや専門性の高い教員を小・中学校等へ派遣し、指導方法や教材・教具に対する助言など、地域の特別支援教育の充実を支援する。
- (5) 地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校及び高等学校の教諭等を対象に、特別支援教育に関する研修会を開いたり、地区の人々を対象に公開講座を開いたりするなど、特別支援教育や障害のある児童・生徒の理解推進に努める。
- (6) 個別指導計画や個別の教育支援計画を活用した「支援会議」を実施するなどして、居住地域における教育、福祉、医療、保健、労働等との連携を図り、児童・生徒やその保護者を適時・適切に支援していく。
- (7) 災害に際しては、帰宅支援ステーションとして、都民に対し、情報・水・トイレ・宿泊場所の提供等の支援を行う。
- (8) 臨海副都心に新たに整備される社会資源の一つとして、地域に貢献するとともに、地域の支援を得られる信頼関係の構築を図る。
- (9) 卒業後に児童・生徒が進学する高等部設置校との連携や相談機能の充実を図る。

第4章 施設・設備の整備

1 施設・設備の整備の考え方

臨海地区特別支援学校（仮称）の施設・設備の整備については、教育課程や施設整備等の条件などを踏まえ、安全かつ快適な教育環境の確保及び児童・生徒の障害等の状況、発達段階、障害特性等に応じた教育内容・教育方法に対応できる教育環境に配慮した施設を整備する。

2 施設の概要

(1) 学校への交通

ア ゆりかもめ テレコムセンター駅下車 徒歩2分

イ りんかい線 東京テレポート駅下車 徒歩15分

ウ 都営交通 門前仲町駅より都営バス東京テレポート駅行、テレコムセンター駅前下車

徒歩2分

浜松町駅より都営バス東京ビッグサイト行、テレコムセンター駅前下車 徒歩2分

(2) 面積

敷地面積 14,961.64㎡

3 基本方針

- (1) 教育課程、施設整備等の条件を踏まえ、知的障害教育に必要な施設を整備する。
- (2) 東日本大震災の経験を踏まえ、臨海副都心の防災対策の特性を考慮した施設整備を行う。
- (3) 臨海副都心まちづくり推進計画及び臨海副都心まちづくりガイドラインに基づき、臨海副都心を構成する学校として、景観に配慮した施設を整備する。

4 施設の基本計画

施設の整備については、次にその一例を示す。

施設・設備の設計については、今後、具体的に検討する。

5 施設一覧（例示）

分野	室名	室数	備考（標準など）
管理諸室	校長室	1	
	職員室	1	
	経営企画室	1	
	書庫	1	
	会議室	1	
	保健室	1	
	用務主事室	1	
	印刷・放送室	1	
	教材室	3	
	更衣室（教職員）	4	男2、女2
	休養室	2	男1、女1
	保護者控室	1	
	運転手控室	1	
	教材開発室	1	
	OA機器室	1	
	倉庫	1	
	進路指導室	1	
	教育相談室	1	
	行動観察室	1	
	理解推進室	1	
共用部門	食堂	1	
	厨房	1	休憩室含む
	倉庫	1	リサイクル用
	体育倉庫	1	
	開放用トイレ	2	男1、女1
	開放用倉庫	1	
普通教室	普通教室	40	
特別教室	音楽室	1	
	図工室	1	
	美術室	1	
	家庭科室（被服）	1	
	調理室	1	
	理科室	1	

分 野	室 名	室数	備 考 (標準など)
特別教室	図書室	1	
	視聴覚室	1	
	技術科室	1	
	陶芸室	1	
	社会科室	1	
	外国語室	1	
	パソコン室	2	
特別活動	児童・生徒会室	1	
	更衣室	4	
自立活動部門	多目的室	1	
	生活訓練室	1	
	言語訓練室	1	
	実習室	2	
体育部門	体育館	1	ステージ、附属室含む
	プール	1	機械室、附属室含む
計		99	

参 考 资 料

臨海地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1 臨海地区特別支援学校（仮称）の基本計画について検討するため、東京都教育委員会に臨海地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会は、臨海地区特別支援学校（仮称）の教育課程、施設設備及びその他検討を要することについて検討する。

（構成）

第3 委員会は、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）関係者、東京都立特別支援学校（以下「学校」という。）関係者等のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。なお、教育庁関係者及び学校関係者の委員は、別紙委員名簿の職にある者をもって充てる。

（委員長等）

第4 委員会に委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援教育課長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長の職にあるものをもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

（設置期間）

第5 委員会の設置期間は、設置された日から平成24年6月30日までとする。

（意見聴取）

第6 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

（会議及び会議記録）

第7 委員会の会議は原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨と会議資料については、原則として公開するものとする。

（庶務）

第8 委員会の庶務は、都立学校教育部特別支援教育課及び指導部義務教育特別支援教育指導課が担当する。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

臨海地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
保護者代表	大橋 晶子	都立江東特別支援学校関係者	P T A会長
	草野 友美	都立小岩特別支援学校関係者	P T A会長・副会長
	岸田 君江	都立白鷺特別支援学校関係者	P T A会長
学校関係者	栗木 健一	都立江東特別支援学校校長	H24. 3. 31 まで
	中島 敏明	都立江東特別支援学校校長	H24. 4. 1 から
	馬場 信明	都立小岩特別支援学校校長	
	山口 学人	都立白鷺特別支援学校校長	
教 育 庁	飯島 昌夫	都立学校教育部特別支援教育課長	(委 員 長)
	山川 浩子	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	(副委員長)
	山本 優	都立学校教育部主任指導主事 (就学相談担当)	H24. 3. 31 まで
	伏見 明	都立学校教育部主任指導主事 (就学相談担当)	H24. 4. 1 から
	三浦 浩文	都立学校教育部特別支援教育課統括指導主事	H24. 3. 31 まで
	緒方 直彦	都立学校教育部特別支援教育課統括指導主事	H24. 4. 1 から
	井上 佳昭	都立学校教育部学校経営指導担当課長	H24. 3. 31 まで
	星 政典	都立学校教育部学校経営指導担当課長	H24. 4. 1 から
	伊藤 雄一	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	曾根 稔	都立学校教育部施設調整担当課長	
	朝日 滋也	指導部特別支援学校教育担当課長	
	伏見 明	指導部主任指導主事 (特別支援教育担当)	H24. 3. 31 まで
	山本 優	指導部主任指導主事 (特別支援教育担当)	H24. 4. 1 から
	諏訪 肇	指導部義務教育特別支援教育指導課統括指導主事	H24. 3. 31 まで
	丹野 哲也	指導部義務教育特別支援教育指導課統括指導主事	H24. 4. 1 から
	末村 智子	総務部教育政策課企画担当課長	
浅野 直樹	人事部人事計画課長	H24. 3. 31 まで	
貝瀬 由明	人事部人事計画課長	H24. 4. 1 から	

(事務局)

教育庁	山川 浩子	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	委員兼務
	三宅 夏来	都立学校教育部特別支援教育課特別支援教育企画担当係長	
	森田 俊	都立学校教育部特別支援教育課特別支援学校係主事	
	吉池 久	指導部義務教育特別支援教育指導課指導主事	